

課題 1（意思表示方法）についての論点整理（たたき台）

※第3回作業班における御意見等を踏まえ、事務局として整理したもの

1. 意思表示方法に関する論点整理（現行の意思表示カード、健康保険証、運転免許証等に共通の論点）

（1）親族優先提供の意思表示の取扱い

- ・ 「○」を付ける方式とすると、制度に関する十分な理解がないまま意思表示を行う方が増えるおそれがあるため、能動的に自筆で記載していただくための記載欄を設けることでよいか。
- ・ 親族優先提供の意思表示ができる旨の案内、親族優先提供に関する留意事項は必要であるが、カードのスペースを考慮すると記載は難しいため、カード内には記載せず、パンフレットに記載していくことでよいか。

（2）提供する臓器について

- ・ 現行カードは、臓器移植法の対象臓器を印字し、提供したい臓器を○で囲む（又は提供したくない臓器に×をつける）方式である。これを提供したくない臓器を自筆記載する方式に変更した場合、法の対象でない臓器が記載される等により、現場で混乱が生じる可能性があることから、今後も同じ取扱いとしてはどうか。

（3）家族署名欄の取扱い

- ・ 臓器移植法が求める書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の臓器提供に関する意思を家族に知らせてもらえることから、家族署名欄は有用とされてきたが、今後はどうするか。
- ・ また、意思表示シールや健康保険証においては、スペースの関係から家族署名欄を省略した様式を用いているが、今後も同じような考え方でよいか。

（4）臓器提供意思表示カードの配布方法等

- ・ 親族優先提供の制度内容については、パンフレットに十分な説明を記載する必要があるが、配布に当たっても、カード単独ではなく、カードとパンフレットを併せて配布することを原則としていく必要があるのではないかと。
- ・ 臓器移植や意思表示に関する情報へのアクセスを容易とするため、カードに問い合わせ先等を記載する必要があるのではないかと。

2. 臓器提供意思表示カード等の様式について（たたき台）

（1）臓器提供意思表示カード（従来から一般に配布しているカード）の見直し

厚生労働省と（社）日本臓器移植ネットワークが作成・配布している臓器提供意思表示カードについては、今般の改正法を踏まえ、以下のような見直しを検討してはどうか。あわせて、配布方法の改善等も検討してはどうか。

- ① 親族優先提供の意思表示について、自筆で記入できるような備考欄等を設ける
- ② カードと併せて配布されるパンフレットにおいて、親族優先提供に関する留意事項を丁寧かつ分かりやすく記載する
- ③ カード記載者が必要な情報を得られるよう、問い合わせ先の周知等を図る

（2）運転免許証や健康保険証等における標準的な記載事項

（1）以外のカード等については、基本的に次の事項を盛り込む必要があるのではないかと。

但し、スペースに制約があることから、やむを得ず 3) や 4) を省略する場合には、意思表示シール・個人情報保護シールの台紙や同時に配布されるパンフレット等を活用し、記載者が親族優先提供の意思表示等の必要な情報を容易に入手出来るようにする、ということによいか。

1) 臓器提供に関する意思

- ① 脳死下での提供意思（提供する臓器の別を含む）
- ② 心停止下での提供意思（提供する臓器の別を含む）
- ③ 臓器を提供しない意思

2) 本人の署名及び署名年月日

3) 備考欄

4) 記載上の注意及び臓器移植に関する問い合わせ先

意思表示カード見直しのイメージ

① 「備考欄」及び「記載上の注意及び臓器移植に関する問い合わせ先」を加える 「家族署名欄」を削除する。

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

[備考欄:]

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):

※ 記入に際しては、パンフレットをお読みください。
臓器移植に関するお問い合わせ先:フリーダイヤル 0120-78-1069



② 「備考欄」及び「記載上の注意及び臓器移植に関する問い合わせ先」を加える。

※ 記入に際しては、パンフレットをお読みください。

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

[備考欄:]

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

臓器移植に関するお問い合わせ先:フリーダイヤル 0120-78-1069



③ 新規: 「備考欄」及び「臓器移植に関する問い合わせ先」を加える。

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

[備考欄:]

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

臓器移植に関するお問い合わせ先:フリーダイヤル 0120-78-1069



パンフレット：記載方法説明のイメージ

- ① 自分の意思に合う番号に○をしてください。
脳死下及び心停止後に提供してもいいと思われている方は、1と2に○をしてください。
- ② 臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。
- ③ 1か2、1と2に○をした方は、提供してもいい臓器に○をしてください。
その他の欄には、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などをご記入いただけます。
- ④ 本人の署名及び署名年月日を記入してください。
(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)
- ⑤ 親族への優先提供をお考えの方は、以下をお読みください。
親族優先の意思表示については、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページからの登録を推奨しております。

ホームページ<http://www.jotnw.or.jp/> モバイルサイト<http://www.jotnw.or.jp/m/>

○ 親族への優先提供が行われる場合

- I ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思表示を書面により表示している。
- II 臓器提供の際、親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望者登録をしている。
- III 医学的な条件(適合条件)を満たしている。

※1 婚姻届を届出している方に限ります。(事実上婚姻関係と同様の事情にある方は該当しません。)

※2 養子及び養父母については、民法上の特別養子縁組によるものに限ります。

○ 親族への優先提供が行われる場合の留意事項

- I 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- II 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- III 「○○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- IV 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

上記について、ご理解された方で、優先提供の意思表示をされたい方は、備考欄に「親族優先」と自筆でご記入ください。

なお、現在お持ちの臓器提供意思表示カード・シールなど備考欄がない場合は、カード内の空きスペースに「親族優先」の意思を記載することもできます。

◎ 臓器移植に関するお問い合わせ先：(社)日本臓器移植ネットワーク

(社)日本臓器移植ネットワークホームページからメールによる照会に対応しています。

また、お電話・FAX等による照会にも対応しています。

フリーダイヤル：0120-78-1069 TEL：03-3502-2071 FAX：03-3502-2072

第3回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班資料より抜粋

臓器提供意思表示カード・シール

【臓器提供意思表示カード】

◀ 該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい ▶

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()


3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)



【健康保険被保険者証】

注意事項 診療を受けようとするときには、この証をその都度保険医療機関等の窓口で提示してください。

住所 _____

備考 _____

※ 以下の欄は臓器提供に関する意思を表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1～3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい。

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

《自筆署名》 _____ 《署名年月日》 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【臓器提供意思表示シール】

私は、脳死判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

(署名) _____ (署名年月日) / /

私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・脾臓・眼球・その他()

(署名) _____ (署名年月日) / /

第3回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班資料より抜粋

親族優先提供に対応する意思表示カードイメージ(案)

案① (現行意思表示カードの余白に優先提供の意思を表示)

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

※ただし、パンフレット等に親族優先の注意事項を記載する。

案② (現行意思表示カードの様式に、「余白に優先提供の意思を表示できる」旨の説明記載)

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

案③ (現行意思表示カードの様式に、親族優先提供の意思を表示する欄を設ける)

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

親族優先提供意思記入欄:
注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、備考に「親族優先」とご記入ください。

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、枠内に「親族優先」とご記入ください。

※ 注意事項は、記載のイメージとして掲載しています。